

「子育て世帯臨時特例給付金」のご案内

4月からの消費税率の引上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、児童手当を受給している方に、「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

この給付金を受け取るには、平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村への申請が必要になります。

対象となる方には、6月中旬以降に申請用紙を郵送しますので、申請期間内に忘れずに申請していただくようお願いします。

支給要件

■支給対象者

次のどちらの要件も満たす方

①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給している方

②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方

※特例給付とは、児童1人当たり月額一律5千円が支給されていることをいいます。

※平成26年1月1日に生まれた児童は、平成26年2月分から児童手当・特例給付の認定を受けていることが要件です。

■対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

ただし、次の児童は対象外です。○「臨時福祉給付金」の対象※となる児童（市町村民税（均等割）が課税されていない方、または条例により市町村民税を免除された方〔市町村民税（均等割）が課税されている方の扶養親族を除く〕）○生活保護制度の被保護者にあたる児童

〈注意点〉・平成26年1月1日に生まれた児童は、平成26年2月分の児童手当・特例給付の対象となっていれば、対象児童に含む。

・上記の児童手当・特例給付の対象児童であれば、子育て世帯臨時特例給付金の申請・支給時に中学校を卒業している場合であっても、対象児童に含む。

・平成26年1月1日以後に亡くなられた児童は対象になりません。

■支給額

対象児童1人につき10,000円

具体的な申請の受付時期・手続き等は、決まり次第、市のホームページ・広報等でお知らせします。

不明な点がございましたらこちらへ。 ことども課 ☎ 21-2222

浄化槽設置補助制度に敷地内処理装置補助を追加

◆補助対象 放流先がない地域で、浄化槽設置補助制度の対象となる浄化槽と同時に敷地内処理装置を設置する場合、年度内に工事が完成見込の方

◆補助金額 10万円/1基

◆申込開始 4月～

◆その他 「栃木市浄化槽指導要綱」及び「浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準」に従って設置してください。浄化槽設置補助制度の対象浄化槽と同時に設置する場合に限ります。

本 下水道課 ☎ 21-2421

◆治療期間 平成25年4月

岩 生活環境課 ☎ 55-7762
西 生活環境課 ☎ 92-0307
都 生活環境課 ☎ 29-1102
藤 生活環境課 ☎ 62-0903
大 生活環境課 ☎ 43-9223
本 保険医療課 ☎ 21-2137

◆助成金額 医療保険適用で申請を行った回数含む）
◆助成期間 子1人につき通算5回まで（1年度1回/通算には合併前の旧市町で申請を行った回数含む）
◆対象者（左記のすべてを満たす方）①婚姻している夫婦②申請日より前に夫婦の一方又は双方が1年以上栃木市に住民登録している方③医療保険各法の加入者④市税の滞納がない方

★申請書の記入方法や申請方法などは直接左記へ。
◆申請期限 医師が証明した治療期間の最終日の属する年度の翌年度末

◆申請期限 治療終了後、治療が終了した日の属する年度の翌年度末まで。

岩 生活環境課 ☎ 55-7762
西 生活環境課 ☎ 92-0307
都 生活環境課 ☎ 29-1102
藤 生活環境課 ☎ 62-0903
大 生活環境課 ☎ 43-9223
本 保険医療課 ☎ 21-2137

市不妊治療費助成制度

国内の医療機関において不妊治療を受けた夫婦に対し、医療保険適用外の治療費の一部を補助します。

◆対象者（左記のすべてを満たす方）①婚姻している夫婦②申請日より前に夫婦の一方又は双方が1年以上栃木市に住民登録している方③医療保険各法の加入者④市税の滞納がない方

◆申請期限 医師が証明した治療期間の最終日の属する年度の翌年度末

岩 生活環境課 ☎ 55-7762
西 生活環境課 ☎ 92-0307
都 生活環境課 ☎ 29-1102
藤 生活環境課 ☎ 62-0903
大 生活環境課 ☎ 43-9223
本 保険医療課 ☎ 21-2137

国保人間ドック（一般・脳検診）費用の一部を助成

市では、疾病の早期発見及び健康の保持増進を図るため、人間ドック等検診を受診される方に費用の一部を助成します。

○共通事項

▽人間ドック等を受診される方は、「平成26年度国民健康保険人間ドック等検診申請書」に記入をし、郵送、FAXで申込みをしてください。結果通知が届いてから、検診機関に希望の受診日を各自予約して、市から郵送された人間ドック検診券と国保の保険証等をお持ちになって受診してください。その際に自己負担額をお支払いください。

▽人間ドック等の検診は、市が指定した検診機関で受診していただくこととなります。

※市が指定した検診機関以外で受診した場合は、助成の対象となりませんので、ご注意ください。

◆日程 1日（日帰りコース）及び1泊2日（宿泊コース）

◆期間 平成26年6月1日～平成27年3月31日

◆対象 次のすべてを満たす方①国民健康保険の被保険者で35歳以上の方②国民健康保険税を完納している世帯の方③特定健診を受診しない方

◆検診項目 ○一般検診（身体計測/視力/循環器系/胃腸管系/腎機能/血液検査ほか）○脳検診（身体計測/視力/循環器系/頭部MRIほか）

◆検診機関 下都賀総合病院、とちの木病院、下都賀郡市医師会病院、西方病院、獨協医科大学病院、自治医科大学付属病院、大岡メディカルクラブ、慶友健診センター、宇都宮記念病院、栃木県保健衛生事業団

◆費用（自己負担額） 37,800円～70,200円から市助成額（検診費用の2分の1相当額で3万円を限度）を引いた額（助成は年度内1人1回）

◆定員 890人程度

◆申込み 5月8日（木）～15日（木）までの間に本 保険医療課へ（定員を超えた場合、抽選）。

◆申込方法 ①郵送 〒328-8686（住所不要）栃木市役所保険医療課保険担当 5月15日（木）（必着）
②FAX 21-2679

※申請書は、本庁及び総合支所の国保担当窓口、大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の公民館にあります（市ホームページからもダウンロードできます）

本 保険医療課 ☎ 21-2131 都 生活環境課 ☎ 29-1102
大 生活環境課 ☎ 43-9216 西 生活環境課 ☎ 92-0307
藤 生活環境課 ☎ 62-0903 岩 生活環境課 ☎ 55-7762

栃木市の産業振興施策のご案内

市では、各産業分野の支援施策として、下記メニューを用意しています。活用ください。詳細は、各担当課まで問い合わせください。

	経営安定支援	商店街活性化支援	産業財産権取得支援	就農支援
概要	経営支援事業 栃木県産業振興センター「専門家派遣事業（中小企業診断士、技術士等）」を利用した際の経費を補助する制度	空き店舗活用促進事業 店舗の改修・家賃及び出店後の専門家相談に係る経費の一部を補助する制度	産業財産権取得支援事業 特許権・実用新案権など産業財産権の取得に要した経費の一部を補助する制度	新規就農サポート事業 新たに就農する方を対象に、各種助成制度の紹介やセミナーの案内及び就農に係る経費の一部を補助する制度
限度額・補助率等	「専門家派遣事業」に要する企業が負担する経費の全額。（派遣1回につき1万6千円、年度内に4回まで利用可能、最大6万4千円）	改修：対象経費の1/2に相当する額（上限100万円）。家賃：12か月分の1/2に相当する額（上限50万円）。専門家：対象経費の1/2に相当する額（上限1万6千円。5回まで）。	対象経費の2/3の額。ただし、特許権は50万円、実用新案権、意匠権及び商標権は10万円を限度とする。	補助額上限30万円。
補助対象	栃木県産業振興センター「専門家派遣事業」の採択を受けた中小企業者	市内の対象地域の空き店舗を活用し創業するもの	市内で1年以上事業を営む中小企業者で、産業財産権を取得後、6か月以内に申請するもの	・満40歳以下 ・市内に3年以上住所があり、現在住所を有し、今後1年にわたり居住する見込みの方 ・市内で農業に新規就農し、栃木県及び市において、新規就農者であることを認められた方
担当課	商工観光課 ☎ 21-2372・2508		農林課 ☎ 21-2381	